



流山市監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和2年6月4日

流山市監査委員 佐々木 健



流山市監査委員 森 亮



令和元年度

## 財政援助団体監査報告書

[社会福祉法人 南流山福社会 なかよし保育園]

流山市監査委員

# 目 次

第 1	監査を執行した監査委員名	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の期間	1
第 4	監査の対象	1
第 5	監査の対象範囲	1
第 6	監査の目的及び方法	1
第 7	団体の概要	1
第 8	財政援助の概要	2
1	名称	2
2	交付の根拠	2
3	交付の状況	3
4	交付目的・事業内容・公益上の必要性	6
5	補助額算定・交付方法・手続の適正性	7
6	実績報告書類による事業の履行確認	7
第 9	監査の結果	8
1	総合意見	8
2	個別意見	9

## 令和元年度財政援助団体監査報告

### 第 1 監査を執行した監査委員名

佐々木 健一  
森 亮 二

### 第 2 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体監査

### 第 3 監査の期間

自 令和元年 12 月 2 日  
至 令和 2 年 3 月 27 日

### 第 4 監査の対象

社会福祉法人 南流山福祉会 なかよし保育園  
所管部課 子ども家庭部 子ども家庭課・保育課

### 第 5 監査の対象範囲

平成 30 年度における流山市からの補助金及び給付費等の交付に係る事務事業及び所管部課の当該補助金及び給付費等の交付事務（ただし執行に関連し発生する事務事業については、他の年度を含むものとした。）

### 第 6 監査の目的及び方法

流山市監査基準（平成 29 年流山市監査委員告示第 7 号）に基づき、補助金等の支出先である団体及び所管部課において、出納その他出納に関連した事務の執行が適正に行われているか検証することを目的とした。

監査の実施に当たっては、監査対象団体及び所管部課から関係書類の提出を求め、事前に事務局職員による審査を行うとともに、本監査日において監査委員が団体及び所管部課の職員から説明を聴取して実施した。

### 第 7 団体の概要

#### 1 団体の名称

社会福祉法人 南流山福祉会 なかよし保育園

#### 2 所在地

流山市南流山 7 丁目 5 番地の 1

### 3 代表者

理事長 西臣 正男

### 4 組織（平成 30 年 4 月 1 日現在）

評議員 9 名

理事 8 名（うち 1 名を理事長とする）

監事 2 名

### 5 事業概要

当法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫をすることにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行っている。

- 第二種社会福祉事業 ・ 保育所の経営
- ・ 地域子育て支援拠点事業の経営

## 第 8 財政援助の概要

### 1 名称

流山市私立保育所等運営事業補助金

流山市保育士支援事業補助金

流山市私立保育所等自動体外式除細動器導入事業補助金

子ども・子育て支援保育給付費

流山市保育所保育料徴収事務委託費

### 2 交付の根拠

- ・ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- ・ 流山市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 51 年流山市条例第 36 号）
- ・ 流山市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（平成 4 年流山市規則第 5 号）
- ・ 流山市補助金等交付規則（昭和 42 年流山市規則第 14 号）
- ・ 流山市私立保育所等運営事業補助金交付要綱（平成 4 年流山市告示第 91 号）
- ・ 流山市保育士支援事業補助金交付要綱（平成 29 年流山市告示第 33 号）
- ・ 流山市私立保育所等自動体外式除細動器導入事業補助金交付要綱（平成 20 年流山市告示第 126 号）
- ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

### 3 交付の状況

#### (1) 交付手続

ア 流山市私立保育所等運営事業補助金（子ども家庭課）  
地域子育て支援拠点事業分

平成 30 年 5 月 8 日 補助金交付申請  
同年 5 月 30 日 市から補助金交付決定通知  
同年 6 月 19 日 補助金概算交付請求（第 1 期分）  
同年 6 月 29 日 補助金概算支払（第 1 期分）  
同年 11 月 6 日 補助金概算交付請求（第 2 期分）  
同年 11 月 22 日 補助金概算支払（第 2 期分）  
平成 31 年 4 月 15 日 補助金実績報告提出  
同年 4 月 17 日 市から運営事業補助金交付決定通知  
令和 元年 5 月 21 日 補助金精算

イ 流山市私立保育所等運営事業補助金（保育課）

平成 30 年 5 月 31 日 補助金交付申請  
同年 6 月 6 日 市から補助金交付決定通知  
同年 6 月 7 日 補助金概算交付請求（第 1 期分）  
同年 6 月 20 日 補助金概算支払（第 1 期分）  
同年 11 月 13 日 補助金概算交付請求（第 2 期分）  
同年 12 月 10 日 補助金概算支払（第 2 期分）  
平成 31 年 3 月 31 日 変更承認等申請  
同年 3 月 31 日 変更承認等決定  
同年 4 月 26 日 補助金実績報告提出  
令和 元年 5 月 8 日 補助金交付決定通知  
同年 5 月 15 日 補助金精算

ウ 流山市保育士支援事業補助金（保育課）

平成 30 年 6 月 25 日 補助金交付申請  
同年 6 月 25 日 市から補助金交付決定通知  
同年 6 月 28 日 補助金概算交付請求  
同年 7 月 10 日 補助金概算支払  
平成 31 年 4 月 26 日 補助金実績報告提出  
令和 元年 5 月 8 日 補助金交付決定通知  
同年 5 月 16 日 補助金精算

エ 流山市私立保育所等自動体外式除細動器導入事業補助金  
（保育課）

平成 31 年 3 月 26 日 補助金交付申請  
同年 3 月 26 日 市から補助金交付決定通知

	同年	4月17日	補助金実績報告提出
	同年	4月18日	補助金交付確定通知
	同年	4月26日	補助金交付請求
令和	元年	5月24日	補助金支払

オ 子ども・子育て支援 保育給付費（保育課）

平成30年	4月6日	給付費等報告（4月分）
同年	4月6日	検収完了
同年	4月6日	給付費等請求
同年	4月20日	給付費等支払
同年	5月7日	給付費等報告（5月分）
同年	5月7日	検収完了
同年	5月7日	給付費等請求
同年	5月18日	給付費等支払
同年	6月6日	給付費等報告（6月分）
同年	6月6日	検収完了
同年	6月6日	給付費等請求
同年	6月20日	給付費等支払
同年	7月6日	給付費等報告（7月分）
同年	7月6日	検収完了
同年	7月6日	給付費等請求
同年	7月20日	給付費等支払
同年	8月7日	給付費等報告（8月分）
同年	8月7日	検収完了
同年	8月7日	給付費等請求
同年	8月20日	給付費等支払
同年	9月6日	給付費等報告（9月分）
同年	9月6日	検収完了
同年	9月6日	給付費等請求
同年	9月20日	給付費等支払
同年	10月5日	給付費等報告（10月分）
同年	10月5日	検収完了
同年	10月5日	給付費等請求
同年	10月19日	給付費等支払
同年	11月8日	給付費等報告（11月分）
同年	11月8日	検収完了
同年	11月8日	給付費等請求
同年	11月20日	給付費等支払
同年	12月6日	給付費等報告（12月分）
同年	12月6日	検収完了
同年	12月6日	給付費等請求

	同年 12月 20日	給付費等支払
平成 31年	1月 7日	給付費等報告 (1月分)
	同年 1月 7日	検収完了
	同年 1月 7日	給付費等請求
	同年 1月 18日	給付費等支払
	同年 2月 5日	給付費等報告 (2月分)
	同年 2月 5日	検収完了
	同年 2月 5日	給付費等請求
	同年 2月 20日	給付費等支払
	同年 3月 7日	給付費等報告 (3月分)
	同年 3月 7日	検収完了
	同年 3月 7日	給付費等請求
	同年 3月 20日	給付費等支払
	同年 3月 31日	給付費等報告 (精算差額分)
	同年 3月 31日	検収完了 (精算差額分)
	同年 3月 31日	給付費等請求 (精算差額分)
	同年 4月 26日	給付費等支払 (精算差額分)

カ 流山市保育所保育料徴収事務委託費 (保育課)

平成 30年	4月 1日	徴収事務業務委託契約
平成 31年	3月 31日	完了届提出
	同年 3月 31日	検収完了
	同年 4月 15日	業務委託料請求
令和 元年	5月 10日	業務委託料支払

(2) 交付状況

ア 流山市私立保育所等運営事業補助金	5,920,000 円
地域子育て支援拠点事業分	
イ 流山市私立保育所等運営事業補助金	18,131,260 円
ウ 流山市保育士支援事業補助金	5,633,000 円
エ 流山市私立保育所等自動体外式除細動器導入事業補助金	34,344 円
オ 子ども・子育て支援保育給付費	130,382,060 円
カ 流山市保育所保育料徴収事務委託費	24,000 円

#### 4 交付目的・事業内容・公益上の必要性

流山市私立保育所等運営事業補助金は、児童の保育を実施する私立保育所等の運営事業に要する経費の一部を私立保育所等を設置、経営する社会福祉法人等に対し、流山市補助金等交付規則に基づき補助金を交付するものである。

補助対象事業は、民間保育士給与改善事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、保育所地域活動事業、保育士配置改善事業、保育向上保育士設置事業、完全給食実施事業、延長保育事業、児童災害共済加入事業、賠償責任保険加入事業、保育士宿舍借り上げ支援事業、第三者評価費補助事業であり、私立保育所における保育士等の雇用条件の改善や子育て支援拠点事業者の運営を支援することにより、市民への子育て支援の安定と児童の福祉の充実を図ることを目的としている。

流山市保育士支援事業補助金は、保育士の保育施設への就労を促すとともに、保育士の定着を図ることを目的に、保育施設を設置し、及び経営する社会福祉法人等に流山市補助金等交付規則に基づき補助金を交付するものである。

補助対象事業は、特例保育士処遇改善事業及び保育士就労奨励金事業であり、正規保育士等の給与の改善等により保育施設への就労を促し、保育所整備に伴う保育士不足解消を図ることを目的としている。

流山市私立保育所等自動体外式除細動器導入事業補助金は、流山市子育てにやさしいまちづくり条例（平成 19 年流山市条例第 39 号）の目的を達成するため、私立保育所等の設置者が設置する自動体外式除細動器に関する経費の一部に対し、流山市補助金等交付規則に基づき補助金を交付するものである。

子ども・子育て支援保育給付費は、子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定により、公立保育所以外の認可保育所等に入所（入園）している乳幼児の運営費を各保育所に支給し、私立保育園の安定した運営及び環境を保持し、通園している保護者及び児童の福祉の増進を図ることを目的としている。

流山市保育所保育料徴収事務委託費は、児童福祉法第 56 条第 3 項に基づき、私立保育所の園長と保育料徴収委託契約を締結し、保育料未納の保護者に対し催告の機会を増やすことにより保育料滞納額の削減を図ることを目的としている。

## 5 補助額算定・交付方法・手続の適正性

流山市私立保育所等運営事業補助金の対象経費及び補助金の額は、流山市私立保育所等運営事業補助金交付要綱第4条に規定されたとおりとし、地域子育て支援拠点事業は子ども家庭課、その他の事業については保育課を所管とし、年2回に分割し概算交付している。

流山市保育士支援事業補助金の対象経費及び補助金の額は、流山市保育士支援事業補助金交付要綱第6条に規定されたとおりとし、特例保育士処遇改善事業のみを申請している。

申請に当たって、提出書類の一部である財産目録、貸借対照表が提出されず、「法人トラブルにより作成できていない」旨を記載した理由書が添付され、概算交付している。

流山市私立保育所等自動体外式除細動器導入事業補助金は、同補助金要綱第4条に掲げる経費うち、補助金額は、年度内に支出した合計額の2分の1に相当する額(その額に1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた後の額)とし、1基当たり年額5万円を限度として交付している。

なかよし保育園の補助金の算出基礎は補助金交付申請書に添付された契約締結の記載のある「パッケージサービスご利用申込書」により算出している。

子ども・子育て支援保育給付費は、保育単価をもとに、保育所等に入園している乳幼児の運営費を毎月提出される保育給付費等報告・請求書に基づき算出し交付している。

流山市保育所保育料徴収事務委託費は、保育料滞納者に対して、公立保育所と同様、私立保育所でも徴収できるよう委託契約しているものである。委託料は私立保育園1施設1か月2,000円、収納1件につき100円となっている。

## 6 実績報告書類による事業の履行確認

補助対象経費のうち、流山市私立保育所等運営事業補助金の地域子育て支援拠点事業分の補助金実績報告について、提出された資料の一部に不備が見られた。また流山市保育士支援事業補助金の交付手続において、規定された添付書類の一部が不足していた。

## 第9 監査の結果

### 1 総合意見

今回、社会福祉法人 南流山福祉会 なかよし保育園（以下この項において「なかよし保育園」という。）から監査のための必要書類の一部である平成30年度収支予算書及び収支決算書が提出されなかった。社会福祉法第45条の27第2項において「社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない」とされており、なかよし保育園の経理規程第4条第2項においても、「毎会計年度終了後2カ月以内に作成しなければならない」と規定されているが、作成されていなかった。

なかよし保育園の定款第3条では、経営の原則等として、「この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努める」としているが、収支計算書等が作成されておらず、収支の状況が把握できなかったため、補助金等について、正当に使用されていることの確認が得られなかった。また拠点区分間貸付金が年度内精算されていない他、立替金や使途不明金などは、一刻も早く究明されるべき問題であるため、今後は、外部専門家を活用するなど、速やかに経理処理体制の改善に努め、法令・定款に遵守した経営に努められたい。

また、補助金の実績報告において、なかよし保育園から市に提出された報告書の内容が実態と異なっているものや、活動内容を確認するための子育て支援日誌の記載にも誤りが散見された。

補助金は公益上、必要な事業に対して市民の貴重な税金を財源として交付されることから、提出された交付申請書や実績報告書及び添付資料等について、確認・検証を的確に行うとともに、法令、規則や要綱などに定められた基準に基づき、適正な事務処理を行わなければならない。平成30年度の計算書類及び事業報告書、附属明細書を速やかに作成し、補助金等の使途を明確にするとともに、不透明な経理状況を究明し、経営改善に取り組まれたい。

所管部課においては、保育所等の増加による職員の業務量の増加は理解できるが、市民からの保育行政への期待も大きいことから、補助金及び給付費等の要綱等に基づいた算出根拠等を精査し、提出された書類等の厳正な審査を行うよう体制の強化を図られたい。また、なかよし保育園から他園への拠点区分間貸付金の返還に関しては、所轄庁である千葉県と連絡を密にし、法人全体の事業計画、収支状況を把握するとともに、不採算施設

の具体的な経理改善計画を確認しつつ、速やかに返済が得られるよう、適切な指導と対応に努められたい。

今回の監査結果を踏まえ、全庁的な課題として、補助金等の妥当性だけではなく、市が財政援助する団体に対して、用途の正当性をモニタリングするとともに、団体の全体の経営状況にも注視し、内在的なリスク等について、改めて検証することを求める。

## 2 個別意見

監査の結果、調査した範囲において「指摘事項等一覧」(下表)のとおり、指摘事項、検討・要望事項が認められた。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領(平成26年4月1日制定)により通知を求めるものとする。

### 指摘事項等一覧

	指 摘 事 項								検 討 要 望 事 項	注 意 事 項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
子ども家庭課								0	1	
保 育 課								0	2	
社会福祉法人 南流山 福祉会 なかよし保育園	7	1		1			1	10		
合 計	7	1	0	1	0	0	1	10	3	0

#### 【指摘事項】

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項(軽易な誤りを除く。)
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

#### 【検討・要望事項】

改善の検討を要する事項や要望事項等を監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

#### 【注意事項】

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

## (1) 指摘事項

指摘事項は、社会福祉法人 南流山福社会 なかよし保育園のみである。

### <法律、条例、規則等に反している事項>

・経理規程第7条第3項において、「会計責任者及び出納職員は理事会の承認を得て理事長が任命する」と規定されているが、理事会の承認を得ないまま理事長が会計責任者となっていた。経理規程に基づいた適正な手続を経て、決定されるよう求める。

・社会福祉法第45条の27第2項に規定されている期間内に、平成30年度分の計算書類及び事業報告書並びに附属明細書等が作成されていなかった。速やかに経理及び事務処理体制を改善し、適正に作成されたい。また今後は不透明な経理状況を明らかにするとともに、法令及び定款の定めに従い、適正な時期に計算書類等を作成するよう求める。

・経理規程第13条において、会計に関する書類の保存期間を定めているが、帳簿類が、規定どおりに保管されていなかった。経理及び事務処理体制の改善・強化に努められたい。

・児童福祉法第6条の3第6項に基づいて定めた地域子育て支援拠点事業実施要綱において、「子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること」と規定されているが、令和元年9月まで専任の者が1名であった。今後も継続的に2名以上の専任の者を配置し、子育て支援活動の実施に取り組まれたい。

・流山市私立保育所等運営事業補助金交付要綱第10条に定められた流山市私立保育所等運営事業実績報告書に添付された「平成30年度地域子育て支援センター事業実績報告書」の職員数が実態と異なっていた。今後は報告に誤りがないよう事務処理体制を整備・強化し、適正に作成されたい。

・委託費の経理において、各拠点区分への資金の貸付けについて年度内で精算されていなかった。国からの通知「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日付け府子本第254号他）」に記載のとおり、各拠点区分への貸付けについては「経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるもの」であるので、委託費の使途の取扱いの趣旨を踏まえて、今後、年度をまたぐ拠点区分間貸付けが生じないように、速やかに他園の収支状況の改善を行うよう体制の改善を求める。

・社会保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金に未納付があった。社会保険料については、健康保険法（大正11年法律第70号）第161条第2項において、また厚生年金保険料については、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第82条第2項において、

事業主が納付義務を負うこととなっている。長期的に安定した園の健全な運営のためにも、適正に納付されたい。

＜不正な行為がなされた事項＞

・平成29年度の拠点区分貸借対照表において、使途不明支出繰延勘定10,118,241円が計上されていた。不透明な園の経営状態が入園している児童や雇用している保育士への処遇に影響を及ぼしかねない状況である。速やかに説明、改善するよう措置を講じられたい。

＜不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項＞

・市が社会福祉法人 南流山福社会 なかよし保育園に支出している給付費等が、当該法人が経営する他園に拠点区分間貸付けとして流用されている。貸付金を速やかに返却し、社会福祉法人南流山福社会なかよし保育園の経営改善・強化を図られたい。

＜その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項＞

・地域子育て支援センター業務において、市に提出された子育て支援日誌に同じ日付のものや活動欄の記載が実態と異なっているものがあつた。活動内容の確認を十分に行い、正確に記載されるよう事務処理体制を整備されたい。

(2) 検討・要望事項

・流山市私立保育所等運営事業補助金の地域子育て支援拠点事業において、地域子育て支援センターの開設時間や専任人数、日誌の内容等、市に提出された資料の確認不足が見受けられた。所管部課においては、書類審査等のチェック体制の改善、見直しを図り、確認を徹底されるよう要望する。

(子ども家庭部子ども家庭課)

・社会福祉法人 南流山福社会 なかよし保育園は、他園へ拠点区分間貸付けをしているが、流山市保育士支援事業補助金交付要綱第7条第5号には、補助金の交付条件として、「関係法令等に従い、施設の経営を適正に行うこと」とある。本来であれば所管部課に提出されるべき財産目録、貸借対照表の作成が遅延しており、経営の適正性を把握できないまま補助金を概算交付せざる得ない状況となっていた。要綱に基づいた書類が提出されない場合の対応について、再検討し、また法人全体の健全な運営にも目を向け、監督、指導を行うよう要望する。

(子ども家庭部保育課)

・社会福祉法人 南流山福社会 なかよし保育園が、年度をまたいで不適切に他園に拠点区分間貸付けをしていることに対し、具体的な返済計画等を提示させ、他園の収支状況や法人全体の経営状況もモニタリングし、確実に拠点区分間貸付けが改善、解消しているかどうか適宜確認を怠らないよう要望する。

(子ども家庭部保育課)